

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

11. オーストラリア

11.1 審査期間に関する政策等

オーストラリア知的財産庁（以下、「IP Australia」という。）が発行している「Customer Service Charter Quarterly Report」¹²⁶に、「品質公約」と「サービス水準公約」についての記載があり、サービス水準公約に期間に関する記載がある。

- a.品質公約：段階ごとの特許品質基準（PQS）に対し、達成度の許容可能度・達成度を%で表示。
- b.サービス水準公約：登録・審査の標準（期間を設定）に対し、直近の1期及び4期の実績を表示。

11.2 公的統計情報

(1) Australian Intellectual Property Report 2015（IP Australia）¹²⁷

2015年の年報に審査期間についての統計が記載されている。特許出願には主な3つの段階があり、2014年の各段階の平均期間が記載されている。

これによれば、当該3段階とも2013年より期間が減少しており、2014年の審査請求から最初の審査結果まで9.5か月である。

表 AU-1：3つの段階の平均期間

出願日～審査請求日	13.6 か月
審査請求日～最初の審査結果の通知までの期間	9.5 か月
最初の審査結果の通知～特許査定までの期間	14.0 か月

¹²⁶ https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/reports_publications/csc_quarterly_report_q1_2016-17_0.pdf
(最終アクセス日：2017年2月10日)

¹²⁷ 「Australian Intellectual Property Report 2015」(IP Australia)
<https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/intellectual-property-report-2015.pdf>
(最終アクセス日：2017年2月10日)

(2) 「Customer Service Charter Quarterly Report January」

—November 2016 (IP Australia) 128

2014年から、4半期ごと発行されており、最新版は2016年11月版である。特許サービス水準公約に対しての実績審査状況等が、開示されており、今期（2016年7月～9月）の平均及び4期の平均が記載されている。

これによれば、今期及び4期とも公約どおりであり、審査請求から最初の審査報告書の発行は、今期平均が6.2か月、4期平均が7.1か月である。

表 AU-2：特許サービス水準公約のうち、関連する期間に関する記載の抜粋

公約	実績	
	今期平均	4期平均
登録・審査の標準		
特許サービス水準公約 (Patent Service Level Commitment)		
1. 通常特許出願の審査請求受領の12か月以内に審査し最初の報告書を発行	6.2か月	7.1か月
2. イノベーション特許出願は、審査請求の受領又は公報の発行から8週間以内に審査し報告書を発行	5.1週	5.1週
3. 早期審査請求受領の8週間以内に審査し最初の報告書を発行	2.6週	3週
4. 発明の単一性がない出願を除き、国際出願の調査の写しを受領後10週間以内に国際調査報告を発行	8.4週	8.1週
5. 調査請求が複数の発明を対象とする場合を除き、調査請求の受領後6週間以内に特許の国際型調査 ¹²⁹ 報告の発行又は調査の記述の提出を要求	5.1週	5.5週
6. 出願の審査に関する応答受領の20営業日以内に返答	11.5日	11.6日
7. 通常特許出願で異議申立がなく適切な手数料が支払われれば、異議申立て期間の経過後20営業日以内に許可	10日	10日
8. イノベーション特許出願で手数料の支払いと方式事項の遵守がされていれば出願から20営業日以内に許可	13日	13.5日
特許ヒアリング (審理) 基準 (Patent hearing standard)		
・追加提案又は証拠を受領しない限りヒアリング開催後12週間以内に決定を発行	9.7週	9.7週

¹²⁸ https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/reports_publications/csc_quarterly_report_q1_2016-17_0.pdf
(最終アクセス日：2017年2月10日)

¹²⁹ PCT 第15条 (a) (2)

11.3 制度・手続

期間についての各制度については、特許法、特許規則等に規定されている。

- ・特許法：2017 年法律 No.41 まで改正された 2017 年 2 月 24 日付の 1990 年 No.83¹³⁰
- ・特許規則：1990 年特許法に基づいて改正された 1991 年法定規則 No.71、2017 年特別法規書 No.64 まで改正された 2017 年 2 月 24 日付の改訂版¹³¹（以下、「規則」という。）

「特許」には、「標準特許」、「イノベーション特許」及び「追加特許」の 3 種類の特許がある。

- ・標準特許（Standard patent）：

標準特許出願が実体審査を経て標準特許となる。存続期間は出願から 20 年である。

- ・イノベーション特許（Innovation patent）：

実体審査をせずに登録され、進歩性のレベルは標準特許よりも低く、革新性を有する必要がある（特許法第 7 条）。存続期間は出願から 8 年である。クレームの数は最大 5 つまでしか含むことができない。

- ・追加特許（Patents of Addition）：

「主発明」に係る特許（主特許）が出願されているか付与されている場合に、その主発明の“改良又は変更”発明について新たに追加特許として出願する。存続期間は主特許の存続期間と同一。

また、「標準特許」及び「イノベーション特許」は、通常の特許出願及び分割出願の他に、仮出願をすることができる。

- ・仮出願

仮明細書が必要であるがクレームは必須ではない。仮出願を基礎として優先権主張（PCT 出願ルート又はパリ条約ルートを含む（特許法第 29A 及び B））を行い、12 か月以内に完全出願（標準特許出願又はイノベーション特許出願）をすることができる。

¹³⁰ 「Patent Act 1990」 No.83,1990、Compilation No.41、2017 年 2 月 24 日編集
<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00045>（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）
条文の和訳は JPO のホームページに掲載されている 2012 年法律 No.35・2013 年 4 月 15 日編集を参考にした。
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/australia/tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）

¹³¹ 「Patents Regulations 1991」 Compilation No.64、2017 年 2 月 24 日編集
<https://www.legislation.gov.au/Details/F2017C00128>（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）
条文の和訳は、JPO のホームページに掲載されている 2013 年法規書 No.31・2013 年 4 月 15 日施行を参考にした。
http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/australia/tokkyo_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 3 月 1 日）

本報告書では、特に記載がない限り、通常の特許出願について記載する。

11.3.1 方式審査等

出願日は、規則 3.5 の情報が提出された日であり、必要なすべての情報が提出されないときは、特許庁長官は出願人に対して通知書を送付する（規則第 3.5 条第 1 項及び第 4 項）。出願人は、当該通知から 2 か月以内に追加情報を提出したときは、その提出の日を出願日とし、2 か月以内に提出しないときは、当該出願はなかったものとみなされる（規則第 5 項～第 7 項）。

また、規則第 3.5 条の情報を満たすが、明細書の一部が欠落しているときは、規則第 3.5A 条第 4 項に示す期間に欠落部分を提出すれば、出願日を認定できる（規則第 3.5A 条）。

規則第3.5条（出願日－PCT出願以外の特許出願）

(1) 本条規則に従うことを条件として、特許出願（PCT出願以外）の出願日は、次の情報が提出された日である。

- (a) 提出したものが特許出願のためのものである旨を表示した英語による情報
- (b) 出願人の特定を可能にし、又は特許局から出願人への連絡を可能にする情報
- (c) （発明の）説明と思われる情報

(4) 出願に関して、(1) にいう情報の全てが提出されてはいなかったときは、局長は、出願人に対し、次の内容の通知書を与えなければならない。

- (a) 出願人に対して、出願に関し、(1) にいう情報の全てが提出されてはいないことを伝えること、及び
- (b) 出願人に所要の追加情報の提出を求めること

(5) (4) に基づく通知書を与えられた出願人が、その通知書の日付から2月以内に追加情報を提出しなかったときは、その出願はされなかったものとみなす。

(6) (4) に基づく通知書を与えられた出願人が、その通知書の日付から2月以内に追加情報を提出したときは、(7) を適用する。

(7) 法律第 30 条に関して、前記の特許出願の出願日は、追加情報が提出された日である。

規則第3.5A条（出願日：不完全な明細書）

(1) 本条規則は、特許出願（PCT出願以外）に関し、規則3.5 (1) にいう情報が提出されたが、特許明細書の一部が欠落している場合に適用する。

(2) 局長は、明細書の一部が欠落していることに気付いたときは、出願人に対し、次の内容の通知書を与えなければならない。

- (a) 出願人に対して、明細書の一部が欠落していることを告げること、及び
- (b) 出願人に対して、欠落部分の提出を求めること

(3) 出願人が、(4) に基づいて適用される期間内に、次のことを行ったときは、その欠落していた部分を明細書に組み込まなければならない。

- (a) 欠落部分を提出すること、又は

- (b) 出願人が先の基礎出願又は関連の仮出願の優先権を主張する場合一次のものを提出すること
 - (i) 欠落部分,
 - (ii) 先の出願の写しであって、欠落部分を含んでおり、かつ、欠落部分の所在位置を示しているもの、及び
 - (iii) 先の出願が英語で記載されていないときは、その英語翻訳文と共に関係する確認証明書
- (4) (3) に関して、その期間は次の通りである。
 - (a) (2) に基づいて通知書が与えられた場合—通知書の日付から2月、又は
 - (b) 前記以外の場合—一次の何れか早く終了する方
 - (i) 出願日から2月、及び
 - (ii) 受理の時点
- (5) 法律第30条に関して、その出願の出願日は次の通りである。
 - (a) (3) (a) が適用される場合—欠落部分が提出された日、及び
 - (b) (3) (b) が適用される場合—欠落部分が組み込まれていなかったならば出願日となった筈である日
- (6) (5) (a) が適用される場合は、局長は出願人に対し、新たな出願日を告げなければならない。
- (7) (5) (a) に拘らず、出願人が新たな出願日を告げられてから1月以内に、その欠落部分を明細書から取り下げたときは、その出願についての出願日は、法律第30条に関しては、その欠落部分が組み込まれていなかったならば出願日となった筈である日である。

出願日が認定された出願については、出願から1か月以内に、願書及び明細書が所定の要件を満たすよう指示することができる（規則第3.2A条第3項）。また、要約について、1か月以上の期間を指定して要件を満たすよう指示することができる（規則第3.2A条第4項）。

当該指示に従わないときは、出願は失効し、出願人に通知される（規則第3.2A条第6項）。

規則第3.2A条（明細書—標準特許）

- (3) 局長は、標準特許（PCT出願以外）を求める出願を提出されたものとして扱うときは、当該出願の提出日から1月以内に出願人に対し、特許願書及び完全明細書が(1)及び(2)にいう要件を遵守するようにするために必要な全ての事柄を実行するよう指示することができる。[注：出願に関して要求された一定の情報が提出されない場合に生じる事態については、規則3.5参照]
- (4) 次の場合、すなわち、
 - (a) 局長が出願人に対し、提出された要約が本規則に従っているか否かを局長が決定するのを助けるよう(3)に基づく指示を出し、

(b) 局長がその指示書において、出願人が指示された要求を遵守するための期間として、1月以上の期間を指定し、及び

(c) 出願人が当該期間の末日前に当該指示を遵守しなかった場合は、特許願書及び完全明細書が関連する完全出願は、当該期間の末日に失効する。

(5) (4) に従うことを条件として、(3) に基づいて指示が与えられた出願人が当該指示日から2月以内に当該指示を遵守しなかった場合は、出願は失効する。

(6) 出願が(4) 又は(5) に基づいて失効したときは、局長は、次のことを行わなければならない。

(a) その事実を公報に公告すること、及び

(b) 出願人に対し、完全出願が失効した旨を通知すること

11.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求をしていない出願について、手数料を支払って、予備調査及び見解書(Preliminary search and opinion、PSO)を請求することができる(特許法第43A条)。

当該調査は、発明の独自性及び特許保護を得る期間についてのアイデアを提供し、発明の保護を追及する次の段階についての情報に基づいた決定をするのに役立つものである。当該調査は、出願の有効性を最終的又は拘束的に判断するものではない。特許可能性、新規性及び進歩性の有無、明細書の適切性及び特許請求の範囲の明確性についての見解を含む。¹³²

第43A条 (予備調査及び見解書)

(1) 標準特許の完全出願がされている場合は、局長は、当該出願に関する特許願書及び明細書に関して予備調査及び見解書を作成することができる。

(2) 予備調査及び見解書は、規則に従って作成しなければならない。

11.3.3 出願公開

特許出願(PCT出願以外のもの)された場合は、所定の情報を公報において公告(公開)されなければならない(特許法第53条第1項)。公開の時期は、出願日又は優先日の何れか早い方の後18か月以内である(規則第4.2条第3項)。

¹³² Search for a standard patent (IP Australia, 2016年5月30日)

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/search-standard-patent> (最終アクセス日: 2017年2月6日)

第53条（出願人等に関する一定の情報の公開）

(1) 特許出願（PCT出願以外のもの）がされた場合は、局長は、出願人及び出願についての所定の情報を、公報において公告しなければならない。

(2) PCT出願に関する情報の公開に関しては、規則により規定を設けることができる。

規則第4.2条（明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告）

(3) 法律第54条 (3) (b) の適用上、所定の期間は、明細書の提出日から、

(a) 明細書の提出日、又は

(b) 規則3.12にいう最先の優先権書類の提出日、

のうち何れか早い方の後 18 月の終了までの期間である。

11.3.4 早期公開

特許出願（PCT 出願以外のもの）は、出願人から請求があったときは、公報に公告されなければならない（特許第 54 条第 1 項）。当該請求があったときは、速やかに公告されなければならない（規則第 4.2 第 2 項）。

第54条（公告）

(1) 標準特許出願（PCT出願を除く）に関して提出された完全明細書が公衆の閲覧に供されていない場合において、局長は、出願人からその請求があったときは、規則に従い、完全明細書を公衆の閲覧に供する旨を公報に公告しなければならない。

規則第4.2条（明細書を公衆の閲覧に供する旨の公告）

(2) 法律第54条 (1) の適用上、局長は、次の事項が行われた後速やかに、公告を行わなければならない。

(a) 出願人が、公告を請求すること、

(b) 関連する要約が、最終的に完成すること、及び

(c) 規則 3.2A (2) に基づく指示が与えられている場合—その指示が遵守されること

11.3.5 審査請求

所定の要件を満たす特許出願をした場合は、出願人は出願日から 5 年以内に審査請求をすることができる（特許法第 44 条第 1 項、規則第 3.15 条第 1 項）。

また、他の出願との関係や公衆の利益等により局長が合理的に認める理由（規則第 3.16 条第 1 項 (a) ~ (c)）があるときは、局長は出願人に対して審査請求するよう指示できる（特許法第 44 条第 2 条）。審査請求期限は、指示の日後 2 か月以内である（規則第 3.16 条第 2 項）。

第 44 条（審査請求）

(1) 標準特許を求める完全出願をした場合は、出願人は、所定期間内に、かつ、規則に従って、その出願に係わる特許願書及び明細書の審査を請求することができる。

(2) 標準特許を求める完全出願がされた場合は、局長は、1 又は 2 以上の所定の理由に基づき、かつ、規則に従って、出願人に対し、所定の期間内にその出願に係わる特許願書及び完全明細書の審査を請求するよう指示することができる。

規則第3.15条（審査請求の要件）

(1) 法律第 44 条 (1) の目的に関して、完全出願の出願日から 5 年の期間が規定されている。

規則第 3.16 条（審査に関する所定の理由及び期間）

(2) 法律第 44 条 (2) の適用上、所定の期間は、指示が出された日から 2 月である。

11.3.6 早期審査・優先審査

出願人が審査を早めるように求めた場合で、局長が規則第 3.17 条第 2 項 (a) 及び (b) に該当することを合理的に認めた場合は審査を早めることができる。早期審査請求には公的費用は不要である。

早期審査の対象となる理由としては以下のようなものが挙げられている¹³³。

- ・グリーンテクノロジーの分野
- ・特定の知的財産庁により特許可能である（グローバル PPH）
- ・商業化の検討事項
- ・侵害の手続き
- ・ライセンスの理由

規則第3.17条（局長が審査を指示し又は早めるための要件）

(1) 法律第44条 (3) の適用上、何人も、局長に対し、法律第44条 (2) に基づいて、標準特許の出願人にその特許願書及び完全明細書の審査を求める指示を出すよう承認された様式により請求することができる。

(2) 出願人がその特許願書及び完全明細書についての審査を早めるよう求めた場合において、局長が次の事項を合理的に認めたときは、審査を早めることができる。

- (a) 早めることが公衆の利益に適うこと、又は
- (b) 早めることが望ましいとする特別の状況があること

¹³³ 「Expedited examination for standard patents」(IP Australia、2016年6月14日)
<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/standard-patent-application-process/examination-standard-patent/expedited-examination-standard-patents> (最終アクセス日：2017年2月6日)

11.3.7 特許審査ハイウェイ (PPH)

通常型 PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI 及びグローバル PPH に参加している。

11.3.8 拒絶理由通知について

拒絶理由の送付期限はない。

出願人が、審査請求をしたときは、出願を審査して報告しなければならない（特許法第 45 条第 1 項、規則第 3.19 条第 1 項）。審査結果の報告は、審査請求から約 12 か月で発行される¹³⁴。出願が所定の要件を満たすときは出願が受理（特許付与の許可）され、受理されないときは出願人に拒絶理由が通知される（特許法第 49 条第 1 項及び第 2 項）。受理又は拒絶の通知は公告される（特許法第 49 条第 5 項及び第 7 項）。

第45条（審査）

(1) (1A) に従うことを条件として、出願人が標準特許出願に関する特許願書及び完全明細書の審査を求めた場合は、局長は、願書及び明細書を審査し、次の事項について報告しなければならない。

- (a) 明細書が第40条 (2) から (4) までを遵守しているか否か、及び
- (b) 局長の知る限りにおいて、クレームされた発明が第18条 (1) (a) , (b) 及び (c) にいう基準を満たしているか否か、及び
- (c) 発明が、第18条 (2) に基づく特許可能な発明であるか否か、及び
- (d) その他規定されている事項 (あれば)

規則第 3.19 条（審査の実施：標準特許）

(1) 局長は、特許願書又は完全明細書に対する合法的な拒絶理由が存在すると合理的に信じるときは、審査に関する報告にその拒絶理由を記載しなければならない。

第 49 条（特許願書の受理：標準特許）

(1) 第50条に従うことを条件として、局長は、次の事項を疑う余地なく認める場合は、標準特許出願に関する特許願書及び明細書を受理しなければならない。

- (a) 明細書が第40条 (2) から (4) までを遵守していること、及び
- (b) クレームされた発明が第18条 (1) (a) , (b) 及び (c) にいう基準を満たしていること、及び
- (c) 発明が、第18条 (2) に基づく特許可能な発明であること、及び
- (d) 第45条 (1) (d) に基づいて定められた事項(あれば)

(2) (1) に該当しない場合は、局長は、当該願書及び明細書の受理を拒絶することができる。

(5) 局長は、標準特許の出願に係わる特許願書及び完全明細書を受理した場合は、

¹³⁴ 「Examination of a standard patent」の「Timeline of the examination process」(2016年5月30日)
<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/standard-patent-application-process/examination-standard-patent> (最終アクセス日: 2017年2月10日)

- (a) 出願人に書面でその受理を通知し、かつ
- (b) 公報に受理通知を公告しなければならない。

(7) 局長は、標準特許の出願に係わる特許願書及び完全明細書の受理を拒絶した場合は、書面で出願人に拒絶理由を通知し、かつ、公報に拒絶通知を公告しなければならない。

特許出願に対する特許庁からの指令に対する各応答期間については、特に規定されていない。特許出願が公告決定時期までに受理（特許の許可）される状態になっていなければ失効する（特許法第 142 条第 2 項 (e)）「アクセプタンス期間」がある。この期限は、2013 年 4 月 15 日施行の改正法により、最初の審査報告書発行後 12 か月である（規則第 13.4 条第 1 項 (b)）。

ただし、この期限が適用されるのは、以下のいずれかの特許出願である。

- ・ 2013 年 4 月 15 日以降に出願された特許出願
- ・ 2013 年 4 月 15 日前に出願され、2013 年 4 月 15 日以降に審査請求された特許出願

2013 年 4 月 15 日より前に審査請求した出願のアクセプタンス期間は 21 か月以内であり、当該期間のうち 12 か月以降については手数料が必要となる（規則第 13.4 条第 1 項 (a)）。

第142条（出願の失効）

(2) 標準特許の完全出願は、次の場合は失効する。

- (e) 特許願書及び完全明細書が、本号の適用上定められている期間内に受理されない場合

規則第 13.4 条（所定の期間：願書及び明細書の受理）

(1) 本条規則に従うことを条件として、法律第 142 条 (2) (e) の適用上、出願に関する所定の期間は、次の通りである。

- (a) 特許願書及び完全明細書の審査請求が 2013 年 4 月 15 日前に請求された場合—法律第 45 条に基づく最初の報告書（もしあれば）の日付から 21 月の期間
- (b) 審査請求が、2013 年 4 月 15 日以降にされている場合—法律第 45 条に基づく最初の報告書（もしあれば）の日付から 12 月の期間

11.3.9 補正について

補正については、特許法第 10 章（第 102 条～第 116 条）に規定されているが、期間に関する記載があるのは、特許法第 112A 条であり、上訴期間中についての制限が記載されている。

また、拒絶理由が出された場合には、補正等を行うことができるが（規則第 3.19 条）、特許出願に対する特許庁からの指令に対する各応答期間については、特に規定されていない。

規則第3.19条（審査の実施：標準特許）

(1) 局長は、特許願書又は完全明細書に対する合法的な拒絶理由が存在すると合理的に信じるときは、審査に関する報告にその拒絶理由を記載しなければならない。

(2) 出願人は、書面をもってその拒絶に反論するか、又は願書若しくは完全明細書を第10章に従って補正するための許可を求めることができる。

(3) 出願人が、法律第45条に基づく報告書に対する応答として、又はその報告書を予測して、特許願書又は明細書を補正する許可を求めたときは、局長は、その願書及び明細書を審査し、各補正提案が実行されたものとして、報告しなければならない。

(4) 出願人が上記拒絶理由に反論したときは、局長は、その願書及び明細書を審査し、かつ、出願人によって提起された事項に留意しなければならない。

11.3.10 拒絶査定不服審判

出願が拒絶されたときは、連邦裁判所に不服を拒絶決定後 21 日以内に申し立てることができる（特許法第 51 条、連邦裁判所規則第 34.24 条）。上訴期間中は、裁判所により指示される補正命令による場合（特許法第 105 条第 1 項）を除き、補正ができない（特許法第 112A 条）。

第51条（上訴）

この節に基づく局長の決定に対しては、連邦裁判所に上訴することができる（第 50A 条に基づく決定以外）。

第105条（裁判所によって指示される補正）

(1) 特許に係わる関連の訴訟において特許権者からの申請があったときは、裁判所は命令をもって、該当する特許証、特許願書又は完全明細書とその命令書に記載した方法で補正するよう指示することができる。

連邦裁判所規則第34.24条（上訴の開始—上訴通知の送付）¹³⁵

長官の決定により上訴を希望する者は、様式92に従い、当該決定の日の後21日以内に上訴の通知を提出しなければならない。

第112A条（上訴に関する決定）

特許出願に関する完全明細書は、第105条に基づく場合を除き、次の場合は補正してはならない。

(a) 明細書に関して局長の決定又は指示に対する上訴が連邦裁判所に提起されており、かつ

(b) 上訴及びそこから生じる手続が、最終決定に至らず、取下又はその他の処分がされていない場合

¹³⁵ 仮訳。

Federal Court Rules 2011 <https://www.legislation.gov.au/Details/F2011L01551> (2011年7月20日付け、最終アクセス日：2017年3月1日)

11.3.11 登録前異議申立

何人も、特許公告の日から3か月以内に、異議申立通知書をオーストラリア特許庁に送付することで異議申立請求ができる（特許法第59条、規則第5.4条第1項）。異議申立人は、当該通知書を提出後3か月以内に、異議申立の理由と明細を記載した陳述書を提出しなければならない（規則第5.5条第1項）。その後、当該異議申立人は、3か月以内に異議申立を裏付ける証拠を提出しなければならない（規則第5.8条第1項）。

これに対して、出願人は、その後3か月以内に、必要に応じて、答弁の証拠を提出しなければならない（規則第5.8条第2項及び第3項）。

異議申立人は、その後2か月以内に、反論証拠又は反論証拠を送達する旨を通知しなければならない（規則第5.8条第2項及び第4項）。

証拠の提出が終了すると、特許庁にて聴聞が行われ、異議決定がなされる（特許法第60条第2項、第3A項及び第3B項）。この決定に対しては、連邦裁判所に上訴できる（特許法第60条第4項）。

第59条（標準特許の付与に対する異議申立）

大臣又は他の何人も、規則に従い、次の理由の1又は2以上に基づいて、標準特許の付与に対して異議申立をすることができるが、異議申立理由は、これ以外には存在しない。

(a) 名義人が、次の何れかに該当していること

(i) その発明について、特許の付与を受ける権原を有していないこと、又は

(ii) その発明について、特許の付与を受ける権原を有しているが、ただし、他人と共同であることが条件となっていること

(b) その発明が、特許を受けることができる発明でないこと

(c) 完全出願に関して提出された明細書が、第40条(2)又は(3)を満たしていないこと

規則第5.4条（異議申立書—標準特許の異議申立）

(1) 法律第59条に関し、何人も、受理通知が法律第49条(5)(b)に基づいて公表される日から3か月以内に、承認された様式で異議申立書を提出することにより、標準特許の付与に対して異議申立を行うことができる。

規則第5.5条（理由及び明細の陳述—標準特許の異議申立）

(1) 法律第101M条異議申立を除く、実体的な異議申立における異議申立人は、異議申立書が提出される日から3月以内に、理由及び明細の陳述書を提出しなければならない。

規則第5.8条（立証期間）

(1) 実体的異議申立における異議申立人は、異議申立の裏付け証拠を提出しなければならない：

(a) 法律第101M条異議申立に関して—規則5.6(1)に記述されている書類と同時、又は

(b) その他の実体的異議申立に関して—異議申立人が、規則5.5に基づいて、理由及び明細の陳述書を提出する日から3か月以内。

答弁証拠

(2) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を提出する場合は、出願人は、その裏付け証拠に対する答弁証拠を、局長が次を行う日から3か月以内に、提出しなければならない：

(a) 出願人に対し、次を与えること：

(i) すべての裏付け証拠、又は

(ii) 異議申立人が異議申立の裏付け証拠を複数回に分けて提出する場合—最終回の裏付け証拠、及び

(b) 出願人に対し、すべての裏付け証拠が提出されていることを通知すること。

(3) 異議申立人が、異議申立の裏付け証拠を何も提出しない場合は、出願人は、局長が当該出願人に対し裏付け証拠が提出されていないことを通知する日から3か月以内に、理由及び明細の陳述書に対する何らかの答弁証拠を提出しなければならない。

答弁証拠

(4) 出願人が (2) 又は (3) に基づいて答弁証拠を提出する場合、異議申立人は、局長が次を行う日から2か月以内に、答弁証拠に対する何らかの証拠を提出しなければならない：

(a) 異議申立人に、次を与えること：

(i) すべての答弁証拠、又は

(ii) 出願人が答弁証拠を複数回に分けて提出する場合—最終回の答弁証拠、及び

(b) 異議申立人に対し、すべての答弁証拠が提出されていることを通知すること。

第60条 (局長による聴聞及び決定)

(1) 標準特許の付与に対して異議申立がされた場合は、局長は、その事件について規則に従って決定しなければならない。

(2) 局長は、事件について決定する前に、出願人及び異議申立人に対し、聴聞を受ける合理的機会を与えなければならない。

(3) 局長は、事件についての決定に際し、標準特許の付与に対して異議申立をすることができる全ての理由を考慮することができ、その理由に異議申立人が依拠しているか否かを問わない。

(3A) 局長は、標準特許付与に対する異議申立の根拠が存在することを、疑う余地なく認めた場合は、その出願を拒絶することができる。

(3B) 局長は、適切な場合は、出願人に対し異議申立の根拠を除去するために関連する明細書を修正する合理的機会を与え、かつ、出願人がそうしなかった場合を除き、本法に基づいて出願を拒絶してはならない。

(4) 出願人及び異議申立人は、本条に基づく局長の決定に対して連邦裁判所に上訴することができる。

11.3.12 登録料の支払い

(1) 許可手数料

出願が受理（特許付与の許可）されると、受理の通知は公告され（特許法第 49 条第 5 項）、当該公告の日から 3 か月以内に受理手数料が納付されなければ、当該出願は失効する（規則第 22.2I）。

また、特許の付与は、所定期間内に、異議申立がない又は異議申立がされたが特許されるべきであると決定されたときに付与される（特許法第 61 条第 1 項及び第 2 項）。所定期間とは、出願の公告後 3 か月から、通常は 6 か月までである（規則第 6.2 条第 1 項）。

第 49 条（特許願書の受理：標準特許）

(5) 局長は、標準特許の出願に係わる特許願書及び完全明細書を受理した場合は、

- (a) 出願人に書面でその受理を通知し、かつ
- (b) 公報に受理通知を公告しなければならない。

規則第 22.2I 条（不納：受理手数料）

(1) 本条規則は、次の場合に適用する。

- (a) 附則 7 の項目 213 にいう受理手数料が、その納付時期に納付されず、
- (b) 受理手数料の納付時期から 1 月以内に、局長が手数料の納付義務者に対し、法律第 49 条 (5) (b) に基づいて受理が公告された日から 3 月以内に当該手数料を納付するよう求め、及び
- (c) 手数料が、前記の 3 月以内に納付されなかった場合

(2) 当該出願は、失効する。

第 61 条（標準特許の付与）

(1) 第 100A 条及び第 210A 条 (2) (a) に従うことを条件として、局長は、次に該当する場合は、特許に係る所定の明細を登録簿に登録することにより標準特許を付与しなければならない。

- (a) 当該付与に対して異議申立がされていない場合、又は
- (b) 異議申立がされたが、局長の決定、又は上訴に対する決定が、標準特許が付与されるべきであるという場合

(2) 標準特許は、所定の期間内に付与されなければならない。

規則第 6.2 条（所定の期間：標準特許の付与）

(1) 法律第 61 条 (2) の適用上、所定の期間は、願書及び完全明細書の受理についての法律第 49 条 (5) (b) に基づく公告後 3 か月から次の時期までの期間である。

- (a) 公告後 6 月、又は (b) これより後の日であって、特許の付与を延期すべきであると認めて、
 - (i) 裁判所又は行政不服審判所（AAT）における手続の場合—裁判所又は行政不服審判所（AAT）が指示する日、又は
 - (ii) 前記以外の場合—局長が合理的に指示する日

(2) 出願維持手数料

出願人は、継続手数料（Continuation fee、出願維持年金）として、出願の4年目の日（第4周年日）以降に対する手数料を納付しなければならない（特許法第142条第2項(d)、規則第22.2条第6項、附則7の221(a)）。納付は、関連する周年日の最後の日までである（規則第13.3条第1項）が、6か月の猶予期間がある（規則第13.3条第1A項及び第3項）。所定の期間内に納付しないときは、出願は失効する（特許法第142条第2項(d)）。なお、周年日とは特許が付与された場合に特許日となる周年日であり、特許日は完全な明細書が提出された日である（規則第13.3条第3項、特許法第65条）。

なお、特許付与後は、継続手数料ではなく、更新手数料（Renewal fee、特許年金）を納付する必要がある。更新手数料は継続手数料と同一料金であり、支払期限も同一である。

第142条（出願の失効）

(2) 標準特許の完全出願は、次の場合は失効する。

(d) 出願人が、本号の適用上定められている期間内に、出願に係わる継続手数料を納付しない場合、

規則第22.2条（一般的な手数料）

(6) 2012年7月1日に効力を有していた附則7の項目211(a)は、次のものに適用する。

(a) 次の特許、

(i) 2008年7月1日以降の特許日を有するもの、及び

(ii) 第4周年日が施行日以降に当たるもの、並びに

(b) 次の特許出願、すなわち

(i) 2008年7月1日以降に出願されたもの、及び

(ii) 第4周年日が施行日以降に当たるもの

規則第13.3条（所定の期間：継続手数料）

(1) 法律第142条(2)(d)に関して、

(a) 標準特許出願の継続手数料は、関連する周年日に対して、当該周年日の最後の瞬間に納付期限となり、また

(b) その手数料の納付をしなければならない期間は、当該周年日の最後の瞬間に終了する期間である。

(1A) ただし、継続手数料が関連する周年日が終了してから6月（「6月期間」）以内に納付される場合は、

(a) (1)(b)にいう期間は、手数料が納付されるときまで延長されているものとみなし、

(b) その継続手数料は、附則7の項目211に記載した追加手数料を含むものとし、また

(c) その追加手数料は、6月期間の初日から納付義務が生じる。

(3) 本条規則において、標準特許出願についての「関連する周年日」とは、次の周年日をいう。

- (a) その出願について特許が付与された場合に特許日となる日の周年日であり、かつ
- (b) 附則7の項目211にいうもの

注1：特許日については、法律第65条及び規則6.3参照

注2：納付すべき手数料については、規則 22.2 参照

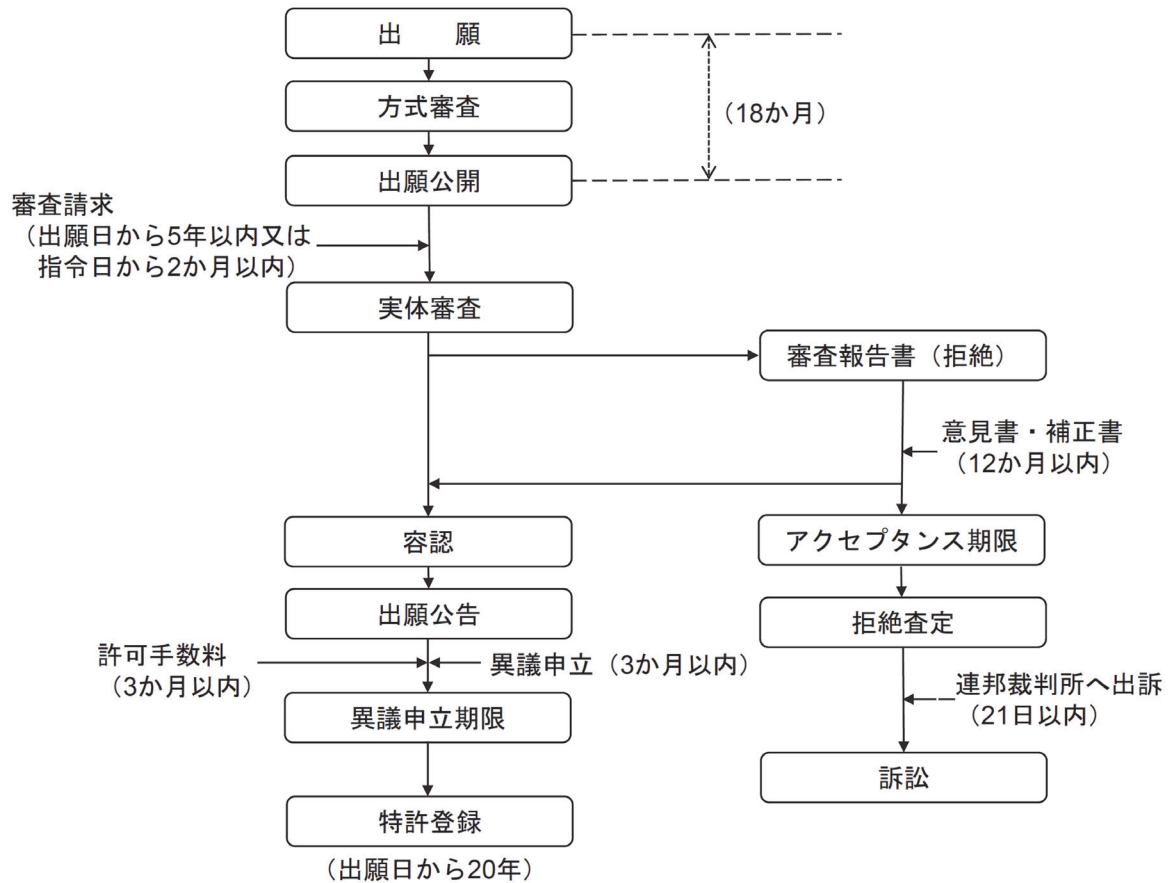
第65条（特許日）

特許日は、次の通りである。

- (a) 関連する完全明細書の提出日、又は
- (b) 規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合—規則によって決定される日

11.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。¹³⁶



¹³⁶ 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「オーストラリア」を参考にして作成した。
<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Australia.pdf> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明專利出願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	なし	なし
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	なし	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	なし	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>